

ところによるとされております。

従いまして、昭和三十六年九月三十日までに、この制度をいかにするかについての立法措置をいたさねばならないのであります。が、競輪等の公営競技全体につきまして根本的に検討を加えるため、昭和三十五年十二月二十八日施行の總理府設置法の一部を改正する法律に基づき總理府に公営競技調査会を設けまして、競馬、競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走に関する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査審議している次第でありますので、自転車等機械関係事業の振興に関する制度を今後どうするかにつきましては、この公営競技調査会の結論を待つて、競輪制度全体について御提案いたす際に、その一環としてその中に織り込むことが適当と考えております。

ところで、公営競技調査会は、当初の予定よりおくれ昨年末の第三十七回国において設置がきましたため、その結論に従つた立法措置を今国会中によることがきわめて困難な見通しにあります。

従いまして公営競技調査会の結論が提出され次第すみやかに立法措置を講ずることとし、この際は、さしあたり現行制度をさらに一年間だけ延長いたす法律案を提出いたしまして、御審議いただることにいたした次第でござります。

何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願ひいたしました。

○内田委員長代理 以上で趣旨の説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に議ること

といたします。

○田中(武)委員 この際議事進行につきまして委員長並びに各委員に希望を述べておきます。

と申しますのは、当委員会におきま

しては、本国会の冒頭理事会において法案の提案説明、あるいは採決の場合必ず大臣が出席し、大臣が提案説明をする。そういうことの原則を立てま

した。今国会中すべての法案は大臣から提案をされたのであります。ところが本日予算委員会等々の關係で、大臣

がどうしても出られないということも、特に異例中の異例として、たゞいま政務次官からの提案説明を聽取した

わけであります。しかしこれが前例となつて、今まで守られてきたところのないよう、今後提案説明は大臣がす

べ、特に異例中の異例として、たゞいま政務次官からの提案説明を聽取した

わけであります。しかしこれが前例となつて、今まで守られてきたところのないよう、今後提案説明は大臣がす

べ、特に異例中の異例として、たゞいま政務次官からの提案説明を聽取した

わけであります。しかしこれが前例となつて、今まで守られてきたところのないよう、今後提案説明は大臣がす

べ、特に異例中の異例として、たゞいま政務次官からの提案説明を聽取した

わけであります。しかしこれが前例となつて、今まで守られてきたところのないよう、今後提案説明は大臣がす

べ、特に異例中の異例として、たゞいま政務次官からの提案説明を聽取した

わけであります。しかしこれが前例となつて、今まで守られてきたところのないよう、今後提案説明は大臣がす

べ、特に異例中の異例として、たゞいま政務次官からの提案説明を聽取した

わけであります。しかしこれが前例となつて、今まで守られてきたところのないよう、今後提案説明は大臣がす

べ、特に異例中の異例として、たゞいま政務次官からの提案説明を聽取した

わけであります。しかしこれが前例となつて、今まで守られてきたところのないよう、今後提案説明は大臣がす

いたい、このように思います。

○小山(雄)政府委員 昨日田中委員から御指摘になりましたような事実、すなわち経営改善普及員の給与の一部の不当使用と申しますか、そういうような事実につきましては、実は私どもの方といました所管の通産局、東京通産局でございますけれども、そういうわざがあるということを耳にいたしました。今国会中すべての法案は大臣から提案をされたのであります。ところが本日予算委員会等々の關係で、大臣

がどうしても出られないということも、特に異例中の異例として、たゞいま政務次官からの提案説明を聽取した

わけであります。しかしこれが前例となつて、今まで守られてきたところのないよう、今後提案説明は大臣がす

べ、特に異例中の異例として、たゞいま政務次官からの提案説明を聽取した

とはもちろん、その他嚴重な処分が行なわれる事になるわけですから、管

して、後日その点が判明いたしましたときには明らかにしていただきたい。

明瞭にする方法は、いろいろ關係もあるだろうが、委員会ですとか、あ

るいは書面で出すとかいうことも含め

を期せられたい、こういう趣旨であり検討してもらいたい、このように思

ます。その点よろしいですか。

○小山(雄)政府委員 御趣旨の方に向

うに引き続き調査を進めて、こういう

ことのないよう万全の処置をとつて

おきます。これは事の性質上なかなか

か確認をつかみにくいわけですが、

して、いまだ確証をつかむところにま

で至っておりません。今後とも調査を

進めています。そうしてそういう事

が判明いたしました場合には、その

是正のための厳重な措置をとつもり

でございます。

なお、今後こういう事態が生ずること

が絶対ないようという考え方を持ちまして、中小企業庁長官の名前をもちまして各通商産業局長、各都道府県知事及び全国の商工会連合会、都道府県の商工会連合会の会長並てに通牒を出しまして、その通牒の趣旨を申し上げますと、小規模事業指導費補助金の運用についてと/orこととあります

が、その補助金のうち、普及員の入件費につきましては、普及員の所属する商工会、商工会議所が普及員に支給する給与の一部を回収して、別の用途に使うという事実があるというわざがあるが、このような事実があるとしまして若干の質問をいたしますが、その前にきのう私が資料提出を求めておりました点につきまして、その後の調査及び企業庁としてどのような措置を講ずるか、これもまた長官から御説明願

ます。

○内田委員長代理 以上で趣旨の説明

は終わりました。

両案に対する質疑は後日に議ること

徹底的に事実の究明をやってもらいまして、後日その点が判明いたしました

ときには明らかにしていただきたい。

明瞭にする方法は、いろいろ關係も

あるだろうが、委員会ですとか、あ

るいは書面で出すとかいうことも含め

を期せられたい、こういう趣旨であり

検討してもらいたい、このように思

ます。その点よろしいですか。

○田中(武)委員 長官にお尋ねしたい

のですが、この商工会法が成立いたしました

の千六百五十四のすべてがこの法律による商工会であつて、そしていわゆる事務補助員等が出されているというか、もらえたという商工会はないですか。

○小山(雄)政府委員 千六百五十四のうちに、補助の対象として取り上げられた商工会の数は千四百八十四でござります。補助の対象にならなかつたと申しますのは、補助の対象となる商工会の資格要件はいろいろ補助要綱で定めございますが、ほかの要件はみな果たすのであります。たとえば二月になつてできた、普及員も大体見当をつけおるが、まだ雇えないというようことで、実質的に補助を受ける対象にならなかつたといふものがござりますので、主としてそういう理由から、千六百五十四のうち千四百八十四

ですから、約百二、三十は三十五年度

の補助を受けるに至らなかつた、こういうことになつております。

○田中(武)委員 三十五年度の当初予算を組んだとき、補助の対象となる商工会を、大体幾らと推定しておられたか。それと実際の間において何ばの開きがあるか。その点をお伺いします。

○小山(雄)政府委員 三十五年度の予算の積算におきましては、商工会の数はさめておらなくて、普及員の数だとか、いろいろな設備の数だとか、事務分量、それできめておりまして、商工会の数は直接きめておりませんけれども、そのとき予算の積算上、たとえば及普員の数その他をはじきますもととして考えておりました商工会の数は、千五百であります。

○田中(武)委員 千五百で千四百八十

四ならば、数の上においてはそろ多く

の開きはなかつたと思うのですが、予算上の補助金と実際に支出した補助金との間に八千万円の差があつたという申しますのは、補助の対象となる商工会の資格要件はいろいろ補助要綱で定めございますが、ほかの要件はみな

結果たすのであります。たとえば二月になつてできた、普及員も大体見当をつけおるが、まだ雇えないというよ

うことで、実質的に補助を受ける対象にならなかつたといふものがござりますので、主としてそういう理

由から、千六百五十四のうち千四百八十四

ですから、約百二、三十は三十五年度

の補助を受けるに至らなかつた、こう

いうことになつております。

○田中(武)委員 僕は八千万円と聞い

ておつたけれども、それより多い一億

二千万円、これだけ使い残した。この

一億二千万円の残った予算、これは本

年度に流用することになつております。

○小山(雄)政府委員 これはわれわれ

いたしましても、本年度内に流用で

きるものはできるだけ流用し、また繰り越しできるものは繰り越しするとい

う方向で、大蔵省とせっかく交渉した

わけでござりますが、この残しました

金の中身は、大部分は改善普及員の人

件費的なものに対する補助でありまし

て、それがほとんど大部分でありまし

て、普通の国の予算でいいますと、人

件費の流用といふものは全然許されな

い。物件費の方は比較的の流用を認め

る。それと同じ趣旨におきまして、補

助金の中でも人件費的なものを動かす

ということは、従来の大蔵省の予算配

分の運用上、それは非常に厳格にやつ

ておるわけでありまして、そういうよ

うなところから、実はそれを流用し切

るものはほとんどし切つたわけであり

ますが、中身がそういうものの対象と

見ておつたわけであります。十二カ月

でなくして九カ月分の予算を見ておつた

の開きはなかつたと思うのですが、予算上の補助金と実際に支出した補助金との間に八千万円の差があつたという

申しますのは、補助の対象となる商

工会の資格要件はいろいろ補助要綱で

定めございますが、ほかの要件はみな

結果たすのであります。たとえば二月

になつてできた、普及員も大体見当

をつけおるが、まだ雇えないというよ

うことで、実質的に補助を受ける対

象にならなかつたといふものがござ

りますので、主としてそういう理

由から、千六百五十四のうち千四百八十四

ですから、約百二、三十は三十五年度

の補助を受けるに至らなかつた、こう

いうことになつております。

○田中(武)委員 僕は八千万円と聞い

ておつたけれども、それより多い一億

二千万円、これだけ使い残した。この

一億二千万円の残った予算、これは本

年度に流用することになつております。

○小山(雄)政府委員 これはわれわれ

いたしましても、本年度内に流用で

きるものはできるだけ流用し、また繰

り越しできるものは繰り越しするとい

う方向で、大蔵省とせっかく交渉した

わけでござりますが、この残しました

金の中身は、大部分は改善普及員の人

件費的なものに対する補助でありまし

て、それがほとんど大部分でありまし

て、普通の国の予算でいいますと、人

件費の流用といふものは全然許されな

い。物件費の方は比較的の流用を認め

る。それと同じ趣旨におきまして、補

助金の中でも人件費的なものを動かす

ということは、従来の大蔵省の予算配

分の運用上、それは非常に厳格にやつ

ておるわけでありまして、そういうよ

うなところから、実はそれを流用し切

るものはほとんどし切つたわけであり

ますが、中身がそういうものの対象と

見ておつたわけであります。十二カ月

でなくして九カ月分の予算を見ておつた

の開きはなかつたと思うのですが、予

算上の補助金と実際に支出した補助金

との間に八千万円の差があつたという

申しますのは、補助の対象となる商

工会の資格要件はいろいろ補助要綱で

定めございますが、ほかの要件はみな

結果たすのであります。たとえば二月

になつてできた、普及員も大体見当

をつけおるが、まだ雇えないというよ

うことで、実質的に補助を受ける対

象にならなかつたといふものがござ

りますので、主としてそういう理

由から、千六百五十四のうち千四百八十四

ですから、約百二、三十は三十五年度

の補助を受けるに至らなかつた、こう

いうことになつております。

○田中(武)委員 僕は八千万円と聞い

ておつたけれども、それより多い一億

二千万円、これだけ使い残した。この

一億二千万円の残った予算、これは本

年度に流用することになつております。

○小山(雄)政府委員 これはわれわれ

いたしましても、本年度内に流用で

きるものはできるだけ流用し、また繰

り越しできるものは繰り越しするとい

う方向で、大蔵省とせっかく交渉した

わけでござりますが、この残しました

金の中身は、大部分は改善普及員の人

件費的なものに対する補助でありまし

て、それがほとんど大部分でありまし

て、普通の国の予算でいいますと、人

件費の流用といふものは全然許されな

い。物件費の方は比較的の流用を認め

る。それと同じ趣旨におきまして、補

助金の中でも人件費的なものを動かす

ということは、従来の大蔵省の予算配

分の運用上、それは非常に厳格にやつ

ておるわけでありまして、そういうよ

うなところから、実はそれを流用し切

るものはほとんどし切つたわけであり

ますが、中身がそういうものの対象と

見ておつたわけであります。十二カ月

でなくして九カ月分の予算を見ておつた

の開きはなかつたと思うのですが、予

算上の補助金と実際に支出した補助金

との間に八千万円の差があつたという

申しますのは、補助の対象となる商

工会の資格要件はいろいろ補助要綱で

定めございますが、ほかの要件はみな

結果たすのであります。たとえば二月

になつてできた、普及員も大体見当

をつけおるが、まだ雇えないというよ

うことで、実質的に補助を受ける対

象にならなかつたといふものがござ

りますので、主としてそういう理

由から、千六百五十四のうち千四百八十四

ですから、約百二、三十は三十五年度

の補助を受けるに至らなかつた、こう

いうことになつております。

○田中(武)委員 僕は八千万円と聞い

ておつたけれども、それより多い一億

二千万円、これだけ使い残した。この

一億二千万円の残った予算、これは本

年度に流用することになつております。

○小山(雄)政府委員 これはわれわれ

いたしましても、本年度内に流用で

きるものはできるだけ流用し、また繰

り越しできるものは繰り越しするとい

う方向で、大蔵省とせっかく交渉した

わけでござりますが、この残しました

金の中身は、大部分は改善普及員の人

件費的なものに対する補助でありまし

て、それがほとんど大部分でありまし

て、普通の国の予算でいいますと、人

件費の流用といふものは全然許されな

い。物件費の方は比較的の流用を認め

る。それと同じ趣旨におきまして、補

助金の中でも人件費的なものを動かす

ということは、従来の大蔵省の予算配

分の運用上、それは非常に厳格にやつ

ておるわけでありまして、そういうよ

うなところから、実はそれを流用し切

るものはほとんどし切つたわけであり

ますが、中身がそういうものの対象と

見ておつたわけであります。十二カ月

でなくして九カ月分の予算を見ておつた

の開きはなかつたと思うのですが、予

算上の補助金と実際に支出した補助金

との間に八千万円の差があつたという

申しますのは、補助の対象となる商

工会の資格要件はいろいろ補助要綱で

定めございますが、ほかの要件はみな

結果たすのであります。たとえば二月

になつてできた、普及員も大体見当

をつけおるが、まだ雇えないというよ

うことで、実質的に補助を受ける対

象にならなかつたといふものがござ

りますので、主としてそういう理

由から、千六百五十四のうち千四百八十四

ですから、約百二、三十は三十五年度

の補助を受けるに至らなかつた、こう

いうことになつております。

○田中(武)委員 僕は八千万円と聞い

ておつたけれども、それより多い一億

二千万円、これだけ使い残した。この

一億二千万円の残った予算、これは本

年度に流用することになつております。

○小山(雄)政府委員 これはわれわれ

いたしましても、本年度内に流用で

きるものはできるだけ流用し、また繰

り越しできるものは繰り越しするとい

う方向で、大蔵省とせっかく交渉した

わけでござりますが、この残しました

金の中身は、大部分は改善普及員の人

件費的なものに対する補助でありまし

て、それがほとんど大部分でありまし

て、普通の国の予算でいいますと、人

件費の流用といふものは全然許されな

い。物件費の方は比較的の流用を認め

る。それと同じ趣旨におきまして、補

助金の中でも人件費的なものを動かす

ということは、従来の大蔵省の予算配

分の運用上、それは非常に厳格にやつ

ておるわけでありまして、そういうよ

うなところから、実はそれを流用し切

るものはほとんどし切つたわけであり

ますが、中身がそういうものの対象と

見ておつたわけであります。十二カ月

でなくして九カ月分の予算を見ておつた

の開きはなかつたと思うのですが、予

算上の補助金と実際に支出した補助金

との間に八千万円の差があつたという

申しますのは、補助の対象となる商

工会の資格要件はいろいろ補助要綱で

定めございますが、ほかの要件はみな

結果たすのであります。たとえば二月

になつてできた、普及員も大体見当

をつけおるが、まだ雇えないというよ

うことで、実質的に補助を受ける対

象にならなかつたといふものがござ

りますので、主としてそういう理

由から、千六百五十四のうち千四百八十四

ですから、約百二、三十は三十五年度

の補助を受けるに至らなかつた、こう

いうことになつております。

○田中(武)委員 僕は八千万円と聞い

ておつたけれども、それより多い一億

二千万円、これだけ使い残した。この

一億二千万円の残った予算、これは本

年度に流用することになつております。

○小山(雄)政府委員 これはわれわれ

いたしましても、本年度内に流用で

きるものはできるだけ流用し、また繰

り越しできるものは繰り越しするとい

う方向で、大蔵省とせっかく交渉した</

ができた分から逐次補助をしていく、ただかまえができた分からといつてある程度まとめてできたものから補助をするということにいたしまして、実は三十五年度一番初めに手をつけた商工会、九月に締め切った一番初めの分は十月に初めて金を出す、その次の分は十月に締め切って十一月に金を出すというようにやつていつたわけであります。三十六年度は、今年増加分がありますけれども、大体平年度になりますから、今度は予算を大蔵省からもう、四半期別なりある程度の配付見込みがございますけれども、今度は四半期別、これは大蔵省と相談しまして、年少なくとも二回くらいに配付ができるような体制をとりたいと思います。三十五年度は何分初年度でございましたので、昨日も申しましたが、多少補助金ということを、国の税金の金を使うということに対して多少補助を受ける方がルーズな考え方を持たれては困るといふようなこともありますので、手続等も多少めんどくさくしたといふこともございますが、初年度のことですございますので、できたつど分配していくという方法をとったわけであります。今度からは四半期あるいは年二期くらいの方法で配分していく、こういうことにしております。

四十九条の規定によりまして、これ以上委員会は続けていくことは大きな問題がございますので、私の質問は本日はこの程度にして保留をいたしまして、委員長の方において委員会運営について御審慮なされるよう希望いたしました。

○中川委員長 ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○中川委員長　速記を始めて。田中武夫君。

○田中(武)委員　それでは質問を続けます。ですが、途中で定足数を欠いた場合は、いつでもやめますから、そのつもりで委員各位も一つ詰まらぬ質問でもいてもらわぬと続けられませんので、まずそう申し上げておきます。

そこで中小企業、ことに小規模事業の問題につきまして、若干関係したこと

卒業者は職業安定所で管理というたら少しだげさになりますが、職業安定所を通しながら就職できなかつた。こういうふうにしてある程度のコントロールをやつておつた。ところが今度は聞くところによると、まず本人の希望をとつてその希望に従つて配置していくのですが、そうするなら大企業へ集中してしまつて、ますます中小企業、小規模事業者には就職の希望者がなくなるということになるのですが、そういう点についてはどのような措置を考えられておられるのか、三十七年度から方法を変えると言つてゐるが、それはどういう内容なのか、ねらいはどこにあるのか、そういうことを伺ひたいとします。

生御指摘のように、やはり大企業の方針が労働条件がいい、あるいはまた将来に対する希望が持てるというふうな理由から、若い青少年は中小企業を希望して大企業に流れていくというふうな傾向は争えない事実でございます。われわれといたしましては、この中小企業の労務を充足する一つの手段といたしまして、集団求人方式というものを採用いたしまして、地域あるいは業種の団体に加盟しておる中小企業者には労働条件といふものを協定していただきまして、その団体の協力によって労働条件を維持し、これを順守していくふうなことによって働きやすい環境を作つていただき、そこに青少年を送り込むというふうな、この集団求人方式を採用しておるわけでござります。従来まではこれを第三次産業部面につきまして指導して参つたのであります。昨年度あたりからこれを第2次産業部面にも強力に推進していくふうな方法をとつておるわけでございます。

それから問題の中心の、本年度から何か特別な方策を講ずるのではないかと、いうふうな御質問でありますけれども、実は昨年度あたりから求人と求職とのバランスが非常にくずれておる。そのため求人が求職者の舊い合いをする、こういう事実が顕著になつたわけでございます。それで東京の求人者が新潟に行つたり、福島県に行つたり、その他各県に行きました。各求人者がその供給地に行きました。お互いに奮い合いの状況を呈する。これはむだな努力もあるし、またそこにはいろいろの摩擦も生ずるということとで、他県に就職する、また他県から

人を集めようというふうな求人求職につきましたては、労働省におきまして全国的な労働市場の観点から見ました給調整といふものをはかる必要があるということに考え至りましたて、全国的な需給調整会議というものを持ちまして、そこで調整をとつて、円滑な需給調整をはかつていくという方針も、昨年からとつたわけでございます。これはつまり地域的な偏在を是正する。新潟県だけに求人者が殺到すれば、そこだけが殺到率が非常に高くなつて、むだな摩擦が起きる。また一方目を翻せば、たとえば宮崎県その他の県においては案外それほどの殺到率は呈していない、そういうふうな考え方をとつてやつたわけでございます。それまでは各県、各安定所間の連絡によりまして、この需給調整が行なわれておったわけでござりますけれども、昨年度から本省がいわゆる音頭をとりまして、各県の持ち寄った求人と求職との数字をらみ合わせまして、その地域的偏在を是正して、むだな摩擦を起こさないというふうな観点から、そういった全国的な需給調整を行なつておるわけでございます。それで昨年あたりは、その全国的にやる場合でも、一定数以上の求人——そうでなければ非常に事務が軒並みしますので、大体十人以上他県から求めようとする求人者について、全国的な需給調整を事務的にやつたわけでございますが、中小企業者に言わせれば、これは大企業だけに充足をはかるための会議じやなかつたかといふうことがあつたわけでござい

ます。われわれの考へておるところとは違つたわけでございまして、今年度からはそういう誤解を払拭するため、その人數に制限なく、一人でも他県から求めようとするような、他県にて本省の需給調整会議でやるというような方針に変えましたので、かえつて昨年よりは本年の方がその気分的な問題においても中小企業者に不利であるというふうなことはない、かように考えておるわけでございます。

それから中小企業の充足をどういうふうにするかという問題でありますのが、何といってもこれはまあ求人条件を上げなければならぬ。上げるためにには集団求人方式などをとつておるわけがござりまするが、そういったような方法でやはり求人の条件を上げて、働きやすいような職場を造成して学卒者を向けていくというふうな方向に、われわれは一そつ努力していきたい、かのように考へておるわけでございます。

以上簡単に状況だけ御説明申し上げます。

○田中(武)委員 それではいわゆる全国をにらんで本省の方で調整していくこと、こうしたことであつて、決して中小企業の人が心配をしているような人の配置ではない、こうおっしゃるわけです。

○木村説明員 その通りでござります。

○田中(武)委員 ところが何だか私の聞いたところでは、所管の職業安定所へ関係者が寄つてくれといふことで、何か本省からも見えたとか言つておつたんですが、来年度からこういう方針でやるのだという説明を聞いてあせん

とした、こういうふうにわれわれは聞いたわけです。そうすればますますわれわれのところには人が来なくなるのですが、どうですか、こういう話を聞いたのです。来年度と聞いたのが、本年度とおっしゃっています。それはどちらかわかりませんが、特に実際面において今までとどういう点が違つておるか、そういう点を心配しておりますので、私ではなしに、この委員会を通じて中小企業の人、小規模の事業主に対して、求人について安心できるよう、一つわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○木村説明員 お答え申し上げます。

需給調整要領といふものを作成いたしました、各道府県に対しまして指導しておるわけでございます。これは昨年度から一応需給調整要領といふのを作つたわけでございますが、本年度またそれを訂正いたしまして新しく指示をいたしたわけでございます。

その訂正いたしました要点を申し上げますと、まず第一点は、求人の充足というふうな点にだけ安定所の職員が頭を走らせますと、人間というものが頭を扱いにしては困る。適正な配置のを把握するためには、いかにも品物のように昔の動員態勢のような配置の仕方になりやすい。これは非常に遺憾なことであつて、やはりあくまでも人間の個人の職業選択の自由を尊重して、本人の能力に適したようなところに本人を差し向けるというような、安定法の第一条の基本精神を忘れてはいけないということが第一点に、頂門の一針として指導したわけでございます。

それから第四点といたしましては、学卒者は絶対的に数字というものはきまつておりますが、さらに緊密な連絡をとつてこれをやらなければならない

うて、い充足ができない。そうして一方を見ますと三十五才以上というふうな中高年令層が安定所の窓口にはたまつて、しかもその中高年令層向けの職種といふものも研究してみれば相当に思ひます。そうではなくしてもう少し、個人の自由を尊重してやりなさい、品物扱いをしてはいけないといふふうな基本的な考え方を示したわけ

でございます。

それから具体的に入りますと、需給調整会議は第一回は一応八月ごろから始めるわけでございますけれども、その前に一応求人者及び求職者関係から、最終的にはわかりませんけれども大体の見通しを産業別に数字をつかみまして、それを媒介にしまして八月ごろに第一回の会議を開いて、そうして見当をつけようじゃないかといふことで、動向調査ということをさせる

ように指導いたしております。これは最終的な数字はもちろんなかなかまとまりぬと思いますが、大体の傾向を把握するために、需給調整の資料とするために動向調査といふものをするようになります。それから第三点にいたしております。それから第三点も始まらない前に勝手に他府県におもむいて戸別訪問をしたり、あるいは学校に行つたりするような抜けかけ的な求人開拓はしないで、一応正規のルートを通してやつていつてもらうといふふうに求人者を指導してもららう。こうふうに求人者を指導してもららう。これが以前に、もう八月、九月ごろからやるというふうな点につきまして指導したわけでございます。

ふうに求人者を指導してもららう。これが以前に、もう八月、九月ごろからどんどん出かけられていきまして、戸別訪問をしたり何かせられますと、それが以前に、もう八月、九月ごろからやるといふふうな点につきまして指導したわけでございます。

いろいろ検討しなければならないといふふうに考へておりまして、この中小企業に不利なような方法は全然とつております。むしろこれを推進していくと深く、個人の自由を尊重してやりなさい、品物扱いをしてはいけないといふふうな考え方で、われわれ対処していきたいと思っております。

○田中(武)委員 新しく学校を出ることに中学卒業者の人格をどうとんでも今までのよう形式的な充足といふことではなく、個性を生かす、こういふ点についてはわれわれも賛成ですが、求人の開拓といいますか、PR、たとえば一地方に一つのまとまつた産業がある。そこで協同組合とかいろいろな組織を持っておる。そういうところが中心になつて、一商社、一工場でなく、そういう組織があるのは商工会議所ないしは商工会も含むだろうと思ふんですが、今まで遠隔の土地といいますか、そういうところへ行つているふるい求人のPRをやっておつたらしく思ふんです。それが来年からできなくなるといふふうな解釈をしておつたようですが、その点はどうなんですか。

○木村説明員 ただいま申し上げました中にも触れておつたわけであります。が、中学校卒業者の選考は一応一月一日からやるというふうな申し合わせになつておるわけでございます。ところがそれ以前に、もう八月、九月ごろからやるといふふうな点につきまして指導したわけでございまして、特にわれわれはむだな努力をいたしましたので、まあ応定所にまかしておいてくれない

うように御指示をいたしますというふうなことで、絶対にいけないのだということは申していいはずなんですね。しかもこれは求人者が個々行くのではなくて、そういうった法律に基づくような団体の代表者がちゃんと正規のルートを通して安定所、県を通じてその承認を得てPRをするというふうなことは、一つの時期が来ます。ならば、私はやっていただいた方がけっこうだと思っております。そういうた關係で、少し強く誤解して書いたのではなくか、かようにも思っておりますが、この点につきましては誤解のないようになります。

○田中(武)委員 大体わかりました。
だいぶ誤解もしてあるではないかと思いますが、全然そういうことができないというように心配しておつたようですが、それは禁止しておるのではないか、やはり一つの統制といいますか、ルートをつけてやれ、こういうことですね。

○木村説明員 そうです。

○田中(武)委員 といったましても、結局は人情で大企業へ人が寄ると思うのです。そこで労働省としては、一つ中小企業の求人難ということを解消するいろいろな点について考えてもらわなければならぬ。同時にそれを根本的に解決することは、やはり労働条件の向上だと思います。そこで最低賃金の問題とか、あるいは福祉厚生施設等の問題が出てくると思うのですが、それらの点について労働省はどういう考え方でおられるか。

それから中小企業庁長官にお伺いしますが、お聞きのような状態である。

中小企業の総合的な指導をおられる長官でございますから、そういう求人難ということが今大きな問題になつておる、これはやはり中小企業の体質改善をやらなくちゃならないのじやないか、こう思うわけであります。従つて、そのためにはどのよう企業厅として考えておられるか、これは中小企業の体質改善ということがまず前提になるのじやないか、こう思うわけです。

○本村説明員 基本的には今御指摘のように中小企業の体質改善というふうなことが非常に大きな問題になると思ひますが、われわれといたしましては、一応労働省といたしまして、昨年訓令をもちまして労働省内に中小企業労働対策連絡室というものを設けまして、各基準局とか安定局とかその他の関係局の職員が集まりまして、そして基本的な中小企業の労使関係の問題、労務充足の問題、労働条件の問題、そういうものを解決するためにどうしたらいいかというようなことをお互に研究、連絡し合つております。それから都道府県につきましては、地方の基準局とが都道府県とかその他の関係機関が集まりまして、都道府県の労働対策協議会を作らせる。それからまた公共職業安定所や労働基準監督署その他現地機関からなるところの中小企業対策地区連絡推進会議というようなものを開催いたしまして、総合的にその対策を検討し、調整をとつていくといふような基本的な方針をまず打ち出します。それによって労働条件を向上させていこうじゃないかというような間題。

が、いわゆる集団求人方式の採用といふことで、産業別、地域別の団体の労働条件の協定を作つていただきまして、その団体の保障のもとに労働条件を高め、それを維持していくというふうな方式をとつてもらつて労務充足を容易ならしめていくというふうな点。それから労働省といたしましては、中小企業退職金共済法という法律ができまして、あれを大いに推進いたしました。ところがなかなか入りにくいう点もありましたので、本年度改正いたしましてだいぶ入りやすくなつたわけでありまして、これで中小企業に退職金制度というものを作らして、そうして充足をはかつていくというふうな考え方。それから失業保険関係も、失業保険事務組合というものを作りまして、小さな一人、二人の従業者の事業場にも失業保険制度を徹底するようにつけていたしまして、その面においても労働条件を向上させていくこうというふうなことで、いろいろその労働条件の向上についてやつておるのでございますが、一面労働条件だけの問題ではなく、また自分のむことはレッタルのいい会社に就職させたいという父兄の指導、教育というものも必要じゃないかというふうな感じも持っております。

まして、最近中小企業者もそう若い者を求めてようと思つても、絶対数が不足なんだからいろいろ新しい方法を考えなければならない。たとえばこの間池袋で牛乳屋が配達だけを受け持つ一つの会社を作りまして、配達は配達会社がやる、あとは牛乳屋は注文だけをやるというふうなことによつて、労働者の節約、それから労働条件――会社になりますすれば寄宿舎をこしらえまして、そしてそこに寝泊まりしますので、一軒一軒分散されますと、ことに労働者もいやがります。一つの寄宿舎に入られると、労働者も非常に喜ぶ。そしてまた一面、各事業所ごとに労働者がおるよりも、一定のまとまりたところにおいて配達でもすれば、労働の節約になるという観點から、そういう配達会社などを作つておる例もありますし、そういうふうに労働力の節約のために創意工夫をこらすといふよろこびも、いろいろお知恵を借りまして研究してみたい、かように考えておるわけでございます。

ズにいくようにといふことをまずあつて考えなければいけないことは御指摘の通りでありますけれども、どうしても中小企業の労働条件、労働環境といふものをよくしていくことが必要なわけであります。中小企業の問題で、大企業と比べます場合に、いわゆる格差問題として言われます生産性の格差、それから賃金の格差ということが一つのとらえどころとしていろいろ議論されますが、労働条件の問題につきましては、たとえば最賃法等、これは労働省も普及計画を作つてやつておられますのが、われわれの立場としましても、労働条件がよくなる方法としてそういうものが漸次普及していく、徹底していくということをむしろ期待するわけであります。企業の競争も、中小企業といえども、詰まつてくると労働条件を悪くして競争するということでは、とうてい生産性は伸ばせないのであります。つまり労働条件の方はよくして、能率で競争するということにしてもらわなければ困るわけであります。従つて生産性を上げるために、今お話のありましたように体質を改善し、生産性を飛躍的に上げていくといふことが企業の立場としてはぜひとも大事なことでありまして、従来の中小企業対策もみんなそれをねらつておるわけでありますけれども、従来とかく不十分な点がなきにしもあらずということでありまして、ことに先年度からもそうですが、今年度あたりから設備改善等を中心とする中小企業の体質改善を飛躍的に進めていこうということの方向に指導、育成をして参りたい、そ

こうふうようじに考えておるわけであります。

それからもう一つ労働環境の問題であります。これまた求人難等とも関連しまして、このままではやり切れないということで、そういう気運が非常に起こっております。従って、たとえば共同施設の補助金とか、今年度から住宅金融公庫の資金の配分などか、それから厚生年金の還元融資の金の配分などか、そういうことにつきまして、従来は極端にいいますと大企業をいろいろ貸さない、そういうことになつておきましたのを、関係各省ともいろいろ御相談しまして、中小企業に確実に流れるようにするというような仕組みをいろいろ考えまして、労働環境の整備をはかつていくという方向で努力して、相待ちまして、生産性の向上を通じて、中小企業全体がうまくいくようという方向で努力いたしたいと思っております。

も話が出来ましたが、厚生年金の還元融資、あるいは住宅金融公庫の融資にいたしましても、それぞれの条件がついているわけです。従って、実際は今長官みずからも認められたように、それは大企業ばかりに回って中小企業には行っていない。先ほど労働省の話にもあったように、寄宿舎の問題等も今悩みの一つなんです。従って、今長官が言わされたような厚生年金の還元融資、あるいはまた住宅金融公庫の融資等が十分中小企業の方へ、しかもそれが労働条件の改善という方向へ向けられるよう努めてもらいたい、このように思つております。

そこで住宅局長にお伺いするのですが、住宅金融公庫の金融対象といいますか、これが耐火九十坪以上、寄宿舎の場合こういうことになつてゐるのであります。九十坪ということになると、小さなところでは坪数が多くなる。そこで九十坪という基準を下げるといふ意見があるわけです。それでは二、三一緒になつて九十坪のものを建てたらどうか、こういふようにわれわれも指導するのですが、どうもやはりよそさんの従業員と同じ屋根のの下では困る、ここに一つの封建性があると私は思うのですが、そういうのが実態なんです。そうすると、やはり小さなところでも独立の寄宿舎を持つことができるとが、そういう点について住宅局長としてどうお考えになりますか。

いう規模を指定しておるわけではないわけでございます。ただ公庫が從来貸付の要領としまして内規のようなものを作つておりまして、それで産業労働者住宅には今の寮のような形をとりました。特に寮の場合と個人のものと、一世帯ごとに入るものとございますが、特に寮の場合に望ましい適正規模ということを考えておったわけでございます。大体寮になりますと、廊下でござりますとか、階段、そういうものに面積をとられまして、なお食堂、談話室というようなものを考えますと、大体二十人ぐらい収容できる寮が一番望ましいということで、一人当たり四・五坪というようなことから、大体九十坪ぐらいが適正規模ぢやないかと、いうようなことを内規として、掲つておつたわけでございます。しかし、今御説のように、この九十坪といふようなことも、望ましい基準でございますので、これは今までも彈力的に内規を運用しておつたわけでございますが、三十六年度からは特に、この中小企業関係に十分産業労働者住宅の制度を利用していくただこうというので、特別に戸数も七千戸というよう中小企業向けてに確保してあるわけでございます。従いまして、利用状況も、従来とは小企業の利用状況が変わつてくるわけでございます。そこで、今の九十坪の基準にいたしましても、公庫の方に私が検討を命じまして、適正規範の方で再検討を命じまして、適正規範ということはあるけれども、運用においてはもうと下がるように考えたらどうだということで、ただいま検討させておるところでございます。

から、それを実現するようやつてもらいたい、この一語に尽きたと思うのですが、今申しましたような実情でござりますので、これは考えたらどうかという程度でなしに、ぜひ下げる、こういうようにして、小さなところでも独立の寄宿舎が持てるよう、そういう方法を住宅局としても金融公庫を通じてやってもらいたい。従つて、基準を下げる、こういうように強く指導してもらいたいと思います。同時に、先ほど中小企業長官もこの点触れられたのですから、小さなところでも独立の寄宿舎ができる、こういうような方向へ中小企業庁としても努めてもらいたいし、また労働省としても、これは労働者の環境改善という意味において十分な配慮を願いたい、このように思ふわけでございます。

○稗田政府委員 そのように公庫の方と十分打ち合わせをいたします。

○松平委員 関連。今、住宅局長の言ふと十分打ち合わせをいたしました。

○稗田政府委員 産業労働者住宅でございますが、昨年は一万二千戸ございましたけれども、本年度は一万四千戸ということにいたしまして、契約総額も四十五億から五十二億というように引き上げたわけでございます。そこで、従来は大企業、中小企業というよ

うなワクを別にきめずに、公平に扱つておったわけでございます。で、三十六年度におきましては一万四千戸を七千戸、七千戸に二通りに分けまして、そして中小企業向けには、融資条件は從来通り、金利につきましては六分五厘、それから耐火構造のものは六割減

資、木造のものにつきましては五割五分の融資というようになつてしまして、大企業向けには、融資率は全部五割、それから金利でござりますけれども、これを七分というようによけい負担していただこうというように改めたわけでございます。

○松平委員 非常に適切な改め方だと思うのです。従来、われわれの聞いてるところによると、産業労務者の住宅賃金というものは、大きいところに流れてしまつて中小企業に來ないといふのです。それは、貸付条件がやはり小さいところでは、大きいところの大きな工合にうまくいかないということがあるし、また公庫自体の考え方において区別をして考えたがるといふことがあります。中小企業の方へ貸付条件をなつた。そこで、これがやめられ今はり今おつしやつたような工合に改めなければならぬような一つの原因だつたろうと思うのですが、私の希望としては、貸付条件というようなもの、結局相手方の信用度によるわけですが、れども、住宅資金は長期の資金なので、中小企業の返還能力に対して公庫自身が非常に不安がる。そこで、何とかの方法でこの不安を解消してやるようなことも考えられないことはない。集団的にやるならばその市町村の議決によって債務保証をしてやるとか、今まで行かずに、あなたの方で中小企業については貸付条件をこの上とも緩和

すると同時に、窓口の公庫自体の職員に中小企業者の労務対策の一環として理解を持ってもらう、そういう訓練を公庫においていたぐ必要があるだらうと思うのです。この点について一つ御

○稗田 政府委員 所見を承りたいと思います。

しましては、中小企業の方々ができるだけ利用できるよう融資条件をもう少しよくするということが、予算要求の態度だったわけでございます。国の財政上の関係もございまして、今回は中小企業の方は従来通り、大企業の方は融資条件を辛くするという結果に終わったわけでござりますけれども、なお、中小企業の方が今後とも産業労働者住宅の資金を利用できやすいように十分検討してもらいたいと思っております。

○松平委員 今のお話、大企業の方を上げて中小企業の方は据え置きみたいになつたとそういうのですけれども、もつと中小企業を緩和するような御努力をこの上ともお願いしたいと思うのです。同時に、今のは住宅金融公庫の問題ですが、住宅公団による産業労務者の施策といふものもあるではなかろうかと思うのですが、それはどうなつておられますか。

分譲と申しておりますが、それと特定分譲と二通りございます。一般分譲は実際はごくわずかな、一年間に三、四百戸程度しか行なっていないわけございません。他は全部特定分譲というふうにとて、産業労働者住宅と同じように、会社、事業場等に敷地を提供させまして、そこで建て上がったものを賃貸払いをしていただくということを行なっておりますけれども、同じように中小企業家をしておるわけでございます。住宅公団の制度におきましては、制度といたしましては今の特定分譲という形でございまますけれども、同じように中小企業家を優先的に扱おうというので、金融公團の産業労働者住宅のワクを設けたと同じような趣旨で公団の方の取り扱いを要領をきめまして、現在申し込み等を処理しておるところでございます。

○松平委員 中小企業庁の長官に伺いたいのですが、今のよな住宅政策とどうもののがずっとあるわけです。これは実際をいうと、末端の中小企業者は知つておる者も知らぬ者もあるわけですね。そこでそういう者に対するPRFというか、あるいは指導は建設省とあなたの方で連絡して周知徹底する、あるいはこれを利用するというような積極的な意図に基づいて何らかやつておられますか。

○小山(雄)政府委員 今いろいろお話をございましたようなわけで、住宅金庫融公庫の産労住宅も従来はワクがなかつたわけであります。そこでお話を通り自然に大企業がしていくといふ結果になつておつたわけでございますので、ことしからそういうワクを作つていただいたわけであります。

それから厚生年金の還元融資の場合も、ことしから初めて中小企業の分と

して、はつきりしたワクを設けてやつていただくことになりましたので、この趣旨は関係の地方の団体その他に達してございます。それとともに、住宅金融公庫の方はそうでもないのですがあ、ことに厚生年金の還元融資のものは初めてのことでありまして、やり十をばらばらにやっておるのではないかと使いにくいということもありますので、中央会が中心になりますので、府県別にどういう仕組みを作つておこなうかといふこともいろいろ検討しております。そこで、その成案を得ますれば、大体県ごとにこういうまとまつた方でその金を借りて、住宅なりあるいは会館なりを建てていくという方式でありますように指導していきたいと思ひます。

卷之三

ある程度の広さの地域でやっていかなければいけませんので、そういう仕事には向かないだろうということで、単位の商工会にはこういう仕事を擱げてないわけであります。ただ都道府県連合会ともなれば、そういう仕事をやって、なるべく検定等で、土地柄そういう会議所等でやっている仕事の恩恵を受けられないといいますか、その仕事を利用できないような人に利用してもらうような心持で、連合会の仕事をして技術または技能の普及また検定という仕事を掲げたわけであります。それでこの場合全国の連合会は、そういう都道府県の連合会がやる仕事を指導すればいいのでなからうか。実際問題としてはどこかの県等でやるそのときに全国連合会が共催というか、一緒になつてやる場合もあるうかと思ひますが、都道府県の連合会が主体になつて、全国の連合会がそれを応援してやるという建前でよからうじやあるまいかとうことにいたしまして、全国連合会の仕事の一號に「都道府県連合会の組織又は事業について指導又は連絡を行なうこと」とござりますので、それで当然読んでいけるという考え方をとりまして、実質的及び形式的な法文上の考え方から、第五号を全国連合会の方に引っ張ることをやめた、出さなかつた、こういうことがあります。

達成するためには、全国連合会の目的を達成するためには、必要な事業」でやれるだらうと思います。やれるだらうと思いませんが、今の検定等の仕事は、実質的に都道府県の連合会が主体になつてやらして、それを全国的に、あるいは個々の都道府県のものを指導し応援するというような立場で全国連合会がやることがいいんじゃないかという形を実質的に考えておるものですから、そういう実態から、それを法文上表わす場合には、五号は特別に全国連の方に掲げなくても一号の、一般的な指導または連絡で読める、こういう考え方をとったわけあります。

○田中(武)委員 どうもおかしい。やろうと思つたらできるということは、もちろん法律違反でないことならできることですよ。ところが特に技能検定の問題と、たとえばこの四号の展示会、共進会といったような催し等、特に区別して法文の上で書いておるのはどういうわけなんですか。

○小山(雄)政府委員 一つはこういうことであろうかと思います。展示会、共進会等は地方別にやるものもあるし、全国連の方も独自の立場で全国的にやるものあるとかということで掲げておるわけでありますが、技能の検定たとえば商工会議所等が従来からやっておりますそろばんとか計算尺の検定といふ仕事は、検定の効果が一般的にないという意味で、できるだけ全国的に統一的に、全国的な基準等でやるのがよからう。しかし全国的にやるといふましても、都道府県連合会のそれぞれの準備態勢その他の点もありますから、形式的な主体は都道府県の連合会がやるが、それを全国の連合会が、や

り方の中身は全国的な基準で指導して、
いう形でやるのがよからうという考え方
方、展示会の方は、それぞれ一つ一つ
違う展示会が地方的にもあり、全国的
にある。こういう考え方からいたし
まして、展示会の方は引つ張る。ここ
のところは検定そのものでなくて、指
導をやるという考え方で整備してきた
わけあります。

までは具体的に列挙をする。それで九号としてその八号までのほかに、都道府県連合会の目的を達成するため必要と認められるような事業がある場合には、そういうものも行ない得るものだというような立て方をいたしております。従いましてこの第二項の第一号、第二号、第三号に具体的に掲げてござりますが、この第一号の「都道府県連合会の組織又は事業について指導又は連絡を行なう」ということ。第二号の意見を総合して、公表し、などということ。それから第三号に第一項の第一号から第四号まで、第六号及び八号として具体的に掲げてござります事業は、全国連合会が当然行なう事業として法が予定していること。これに対してしまして第四号は、全国連合会の目的を達成するために具体的に必要が生じる場合にはその必要な事業を行なうこともあるということを、いわば解明したということに考えるべきであろうと思いますので、この第三号で特に前項第五号あるいは全項第七号の事業が掲げられておりませんのは、それはいわば全国連合会としては本来行なう建前の事業には入っていない。しかし場合によれば第四号によつて「全国連合会の目的を達成するため必要」であるという具体的な事情が生じた場合には行なうことがあるかもしれない。しかしあくまで法の当初所期した建前としては、第三号にございますように、第一項の第五号及び第七号の事業は、七号は第二号と重複いたします関係で落としたわけでございます。第五号の事業は、全国連合会の本来の事業として法が予定しておるものではないというふうに解釈すべきだと思います。

○田中(武)委員 結局は一号から八号まで並んでおる事業の中で五号だけがまま子扱いになつておる。こういうことだけは法律上確かですね。

○吉國政府委員 五号が他の一号から四号まで、六号、八号と違うことは確かにござります。

○田中(武)委員 そんなことじやない。違つた立て方になつておるかどうかということです。

○吉國政府委員 違う立て方になつておることは、まさに田中委員の仰せられた通りでござります。

○田中(武)委員 そうするとなぜ五号だけを抜いたか、こういうことになるのですが、それは今長官が言つたようになりますが、そういう技能検定というようなものは都道府県が中心でやるべきで、それを全国が指導すればいいんだ、こういう考え方だと思う。あくまでそういうことになつたのは、聞くところによると商工会議所等からの圧力によつてそうさせられたのだというようなります。大体商工会法それ自体が、作るときから商工会議所の鼻息を伺い、へつぱり腰で出してきたことは事実なのです。ここではつきりと、全國的な技能検定等ができる、こういうように明記する気持はないか、どうですか。

○小山(雄)政府委員 五号の仕事に關して、都道府県連合会と全国連合会、そういう違つた形で規定された、これは事実でござります。ただ今お話しのようすに商工会議所等の主張あるいは圧力によつてそうなつたかという問題でございますが、実はさくばらんに申し上げますと、特に珠算の検定について商工会議所が長い間、何十年もか

かつてつちかって仕事をやってきたわけであります。これも各地の商工会議所が主体になつてゐる。それから日本商工会議所はそれを指導するという立場、名前は共催という形をとつておりますが、これを全国的にやつて、ソロバンに関してはほかに珠算連盟とか商業高等学校という団体等でもやつておりますけれども、この商工会議所系統の珠算の検定は非常に権威を持つておるわけであります。新しくたとえば珠算等について商工会系統でやられる場合には、従来やつてゐる制度、やり方に混乱が起るとか、あるいは受験する、これを利用する人に混乱を与えるとかいうような見方が一部にあるわけでありまして、そういう点から全国の商工会がやることは反対だという意味ではなくて、商工会連合会として都道府県、全国に限らず、ソロバンの検定をやるときには、既存の制度にあまり混乱を起さぬようになつてくれといふ意味で反対といいますか意見があつたのであります。ただ商工会議所は都会地がおもであります。都部の方においてそういう機会に恵まれない層も確かにあるのであります。そうするといなかの方の人はソロバンを受けようと思つたら、一々町へ出てこなければならぬということもあります。ソロバン検定をやるといなしますれば、具体的なやり方はいろいろ相談をして磨擦、矛盾、重複その他がないようにやると同じようく商工会の方もそれをやる建前にする。しこうして都道府県連合会が主催主体になつてやる。それを全国連合会が全国的に指導するという建

前にしようということにいたしましたのがこの案でございます。商工会制度そのものについて、商工会方面の一部に現行法立案のときにある意味の難音があつたようにお感じになつておるかもしれません、それは主として大都市の問題でございまして、珠算その他個別的なことについては、従来商工会議所が多年やつて相当実績を上げておりますので、そういう意味から多少神経質になるという面はございますけれども、今申しましたようなラインで考え方を整備して、それで話し合いをつけまして、それに基づいて条文を整理した、こういうことになつております。

こうして実際の検定等の仕事のやり方は都道府県連合会が主体になって主催して、全国連合会が全国的にそれを指導するという形でやりたいと思います。○田中(武)委員 もう時間もおそらくましらし、一時十分からわが方も代理士会をやるそうですから、もう一点点だけ尋ねておきたいと思うのですが、それは五十五条の十七の三とほかにも、も一つ全国のものがあつたと思うが、商工会を作るときに、商工会法案審議のときに員外役員の問題については、いろいろと議論があったことは御承知の通りです。そこで単位商工会では員外役員は十分の一にしてある。ところが五十五条の十七の二項で都道府県連合会、四項で全国連合会ですが、これは五分の一といふことになつております。これは単位商工会と連合会であるから、特に連合会の方は幅を広げる必要があるのだ、こういうことをおしゃると思うのですが、なぜ特別な員外役員のワクを広げたのか、及びその単位商工会と同じようにするならばなぜいけないのか、われわれはあくまでその組織の構成者をもつて運営することが一番望ましい。従いまして員外役員ということにはできるだけ規制をしていきたい。十分の一といふことにしても専務理事を一人置けるということになるわけで、員外はそういう専門家一人おればいいじゃないか、こういうふうに考えるのですが、あえて五分の一にせられた理由を伺いたい。

ついては小林委員の御質問にお答えいたしましたが、単位商工会と違う点がいろいろ考えられます。運営管理の面で違う点は、単位商工会よりは、指導業務、個々の業者に対する指導と違つて、商工業者に対する指導は、いわゆる改善普及員がやるわけでございますが、それと違つて、多少指導業務が、専級になるというと変でござりますが、そういう感じの仕事に連合会の方はなろうかという点が一点であります。それからもう一つは、連合会となりますと対外的な連絡、折衝といいますか、中小企業関係だけとりまして、商工會議所系統それから中央会系統その他の会との対外的連絡、折衝といいますか、事務も相当分量が多くなりはせんかということがござります。そういう場合にあら間接の構成員である小規模事業者、商工業者が、しかもおそらく連合会ができます場所は、事務所を置きます場所は、都道府県市所在地ということになりますのでありますから、少しせわざをこなして適切な人が必ずあればいいわけですが、大体商工会は都部にあるからどうかという点が、単位商工会と多少違うのではないかという意味になりますから、単位の場合は十分の一以内を五分の一といたしたわけであります。ただ具体的に二十人おりまして五分の一だと最高四人とうことになりますけれども、しかばぜひ四人でなければいかぬかといいますと、実はそれも必ずしも確信はないわけでありますけれども、あるいは一人、二人、場合によつては三人ぐらい必要な場合が

と明。本 るの、質しも取をてしま全国と ふいを。てた十う導あもこーのと